しりょう **資料 1** 

# しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん けんとう せっち **障 がい者 就 業・生活支援センター検討ワーキンググループ設置について**

(北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)

- 1. 障がい者就業・生活支援センター検討ワーキンググループ設置の経緯
- (1) 第5期北海道障がい福祉計画 [平成30年度~平成32年度]

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん じぎょう じっし かん かんが かた 障害者 就業・生活支援センター事業 (実施に関する考え方)

障がいのある人の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに作う自覚を記述は社会 生活上の支援を一体的に実施する。

- ※事業内容や必要見込量、活動区域のあり方について、<u>関係機関等から意見を頂き、本計画期間中にその</u> 結論を得る。
- (2) 平成30年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会(平成30年8月28日)

### 【高谷委員】

計画の中に障がい者就業・生活支援センターの設置について検討するということになっているので、 意見交換をもてるような場を設置していただきたい。

- 2. 障がい者就業・生活支援センター検討ワーキンググループの概要
- (1) 首的

ピラない しょう 道内の障がい者就業・生活支援センターの今後のあり方について検討を行う。

(2) 検討体制

北海道障がい者就労支援推進委員会において検討を行うこととし、あらかじめ課題や論点の整理、方向性 の検討などを行う実務者レベルで構成するワーキンググループを設置する。

- (3) 構成機関
  - ① 障がい者就業・生活支援センター(くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぶれん)
  - ② 雇用安定等事業所管(厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課)
  - ③ センター指定業務所管(北海道経済部労働政策局雇用労政課)
  - 4) 生活等支援事業所管(北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)
- (4) スケジュール

れいわがんねん がついこう 令和元年7月以降 ワーキンググループで検討

数章いこう しゅうろうしえんすいしんいいんかい ちゅうかんほうこく 秋以降 就労支援推進委員会に中間報告

ワーキンググループで継続検討

れいわ ねんはるごろ しゅうろうしぇんすいしんいいんかい さいしゅうほうこく 令和2年春頃 就労支援推進委員会へ最終報告

対以降
第6期障がい福祉計画の検討に反映

◆ 根拠法令 (障害者の雇用の促進等に関する法律)

だいよんせつ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしぇを 第四節 障害者就業・生活支援センター

第27条 (指定)

都道府県和事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに作う自常生活をは社会生活上の支援を必要とする障害者(以下その節において「支援対象障害者」という。)の職業の安定を図ることを自的とする一般社団法人者しくは一般財団法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人支は特定非営利活動法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省等で定める法人であって、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- ◆ 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について(厚生労働省通知)
  - 5 活動の区域

をうなけられて 都道府県知事によるセンターの指定に当たっては、センターの活動区域に関する指定は法律上は定められて いない。

ただし、都道府集内にセンターが複数存在する場合など、適切な運営を確保するために活動区域を定めて業務を実施することが必要と認められる場合には、センターや関係する市前科、関係機関と調整の主、都道府集和事がその活動区域を定めることも可能である。

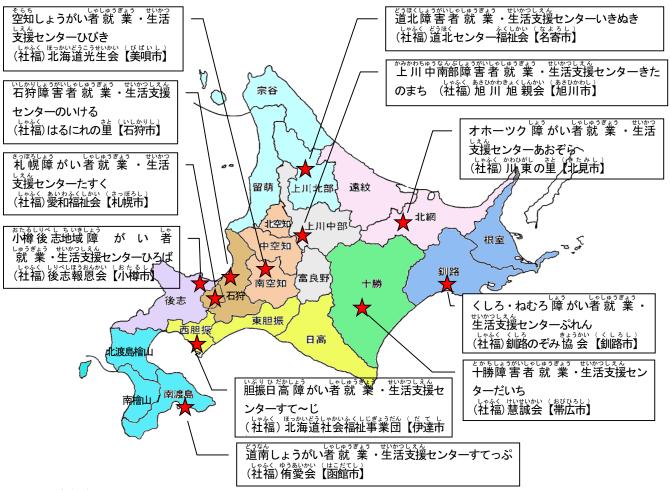
また、センター自身が特定の区域内において活動を行うことを計画する場合には、指定の申請書への添价書類である業務に関する基本的な計画にその旨明記することが必要である。

なお、活動区域を定める際には、公共職業安定所の管轄区域、障害保健福祉圏域など、関係する施策に なる区域を考慮することも、関係機関との連携を円滑に行う上で望ましいと考えられる。

## 【参考2】道内の障がい者就業・生活支援センターの状況

## (1)設置状況

ほっかいどうしょう ほけんぶくしけんいき (2 1圏域) に11箇所の障がい者就業・生活支援センターが設置されている。



#### (2) 設置経過

世ったねんど	ー めいしょう 名称	所在地	せっちょうじん <b>設置法人</b>	しょかんけんいき
設直牛皮		<b>州</b> 在地	設直法人	川官圏域
H 1 4	れ幌障がい者就業・生活支援 センター たすく	tougo Leta くeta じょうにし ちょうめ 札幌市北区北7条西1丁目1-18	(社福) 愛和福祉会	<sup>きっぽう</sup> さっぽうし 札幌 (札幌市)
H 1 6	が終められていましょうかいでしょう。 小神後なもある。 生活支援センター ひろば	またるしはなぞの ちょうめ ばん ごう 小樽市花園2丁目6番7号	しゃふく しりぐしほうおんかい (社福)後志報恩会	後志
H 1 7	道常しょうがい者就業・生活 支援センター すてっぷ	度によっていしかからよう (版) ごう 図館市石川町41番3号	(社福) 侑愛会	を表するしまします。
H 1 8	くしろ・ねむろ 障がい者 就 業・ せいかっしぇ ん 生活支援センター ぷれん	くしるしないできる 釧路市双葉町17番18号	(社福) 釧路のぞみ協会	くしる ねむる 釧路、根室
H 1 9	千勝障がい者就業・生活支援センター だいち	部広市西6条南6丁目3	(社福) 慧誠会	とかち十勝
H 2 0	できた。 空知しょうがい者就業・生活 支援センター ひびき	美明市東 7 条 南 2 丁目 1 番 1 号	しゃかく ほっかいどうこうせいかい (社福) 北海道光生会	みなみそらち なかそらち きたそらち 南空知、中空知、北空知
H 2 O	オホーツク 障 がい者 就 業・生活 支援センター あおぞら	またみしおおどお にし ちょうめ ばんち 北見市大通り西2丁目1番地	(社福)川東の里	北網、遠紋
H 2 1	石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	いしかりしはなかわみなみ 石狩市花川南 1 条 4丁目225	(社福)はるにれの重	礼幌(礼幌市除く)
H 2 1	かみかわちゅうなんぶしょうがいともしゅうぎょう 上川中部障害者就業・・ せいかっしえん 生活支援センター きたのまち	あさいかわしみやまえ じょう ちょうめ ばん こう 旭川市宮前1条3丁目3番7号	(社福) 旭川旭親会	かみかわちゅうぶ き き の 上川中部、富良野
H 2 1	道北障害者就業・生活支援センター いきぬき	なようしにし じょうみなみ   名寄市西 1 条 南 7丁目	(社福) 道北センター 森社会	かみかわほくぶ るもい そうや 上川北部、留萌、宗谷
H 2 1	いぶり ひだかしょう しゃしゅうぎょう せいかっ 胆振日高 障 がい者 就 業 ・生活	だてしぶなおかちょう ばんち 伊達市舟岡 町 334番地9	しゃきく ほっかいどうしゃかいきくし (社福)北海道社会福祉	西胆振
	支援センター すて~じ	苦小牧市双葉前3寸曾7番7号	事業団	東胆振、日高